

# 平成22年度第9回定例会

## 八王子市教育委員会会議録

日	時	平成22年9月15日(水)	午前9時
場	所	教育センター	3階 第3研修室

## 第9回定例会議事日程

- 1 日 時 平成22年9月15日(水) 午前9時
- 2 場 所 教育センター 3階 第3研修室
- 3 会議に付すべき事件
  - 第1 第26号議案 八王子市都市公園条例の一部を改正する条例の設定依頼について
  - 第2 第27号議案 八王子市私立高等学校入学資金助成条例を廃止する条例の設定依頼について
  - 第3 第28号議案 特別支援学級の設置について
  - 第4 第29号議案 小中一貫校の開校について
  - 第5 第30号議案 八王子市生涯学習センターの休館日について
  - 第6 第31号議案 八王子市図書館の休館日について
- 4 報告事項
  - ・「(仮称)八王子市新体育館等整備・運営事業 実施方針」等の公表について  
(スポーツ振興課)
  - ・「2010年国民読書年記念 読書のまち八王子推進フォーラム」等の開催について  
(図書館)

## 第9回定例会追加議事日程

- 1 日 時 平成22年9月15日(水) 午前9時
- 2 場 所 教育センター 3階 第3研修室
- 3 会議に付すべき事件
  - 第32号議案 八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例の設定依頼について

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委員 長	（1番）	小田原 榮
委員	（2番）	和田 孝
委員	（3番）	川上 剋美
委員	（4番）	水崎 知代
教育 長	（5番）	石川 和昭

教育委員会事務局

教育 長（再掲）	石川 和昭
学校 教育部 長	坂倉 仁
学校教育部指導担当部長	佐島 規
教育 総務 課 長	穴井 由美子
学校 教育部 主幹 （企画調整担当）	平塚 裕之
施設 整備 課 長	萩生田 孝
学校 教育部 主幹 （保健給食担当）	松岡 秀俊
指 導 課 長	豊田 学
指導課統括指導主事 （教育施策担当）	宮崎 倉太郎
指導課統括指導主事 （特別支援教育・教育センター担当）	藏 重 佳 治
指 導 課 統 括 指 導 主 事 （企画調整担当）	所 夏 目
指 導 課 先 任 指 導 主 事	窪 宏 孝
生涯学習スポーツ部長	榎本 茂保

生涯学習スポーツ部参事	
( 図 書 館 担 当 )	望 月 正 人
生涯学習総務課長	桑 原 次 夫
スポーツ振興課長	遠 藤 辰 雄
生涯学習スポーツ部主幹	
( スポーツ施設担当 )	遠 藤 幸 保
生涯学習スポーツ部主幹	
( 国民体育大会開催準備担当 )	富貴澤 繁 幸
学 習 支 援 課 長	設 楽 いづみ
文 化 財 課 長	渡 辺 徳 康
生涯学習スポーツ部主幹	
( 図 書 館 担 当 )	中 村 照 雄
生涯学習スポーツ部主幹	
( 図 書 館 担 当 )	田 中 明 美
生涯学習スポーツ部主幹	
( 図 書 館 担 当 )	石 井 里 実
生涯学習スポーツ部主幹	
( こども科学館担当 )	齋 藤 和 仁
学 事 課 主 査	杉 山 光 明
指 導 課 主 査	塚 本 洋 司
ス ポ ー ツ 振 興 課 主 査	石 井 和 男
ス ポ ー ツ 振 興 課 主 査	橋 本 徹
学 習 支 援 課 主 査	石 川 順 一 郎
教 育 総 務 課 主 任	佐 藤 千 栄 子

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査	後 藤 浩 之
教 育 総 務 課 主 任	久 保 陽 子
教 育 総 務 課 主 任	川 村 直

【午前9時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、平成22年度第9回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員は、2番、和田孝委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、日程に従いまして進行をいたします。

小田原委員長 まず、日程の第1、第26号議案 八王子市都市公園条例の一部を改正する条例の設定依頼についてを議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から御説明願います。

遠藤生涯学習スポーツ部主幹 それでは、第26号議案 八王子市都市公園条例の一部を改正する条例の設定依頼についてを御説明いたします。

本件は、来年4月に供用開始する戸吹スポーツ公園内有料運動施設の使用料を設定するものでございます。

詳細につきましては、石井主査から御説明いたします。

石井スポーツ振興課主査 スポーツ振興課主査の石井と申します。よろしくお願いたします。

戸吹スポーツ公園内には、有料運動施設といたしまして、テニスコート6面、サッカー兼ラグビー場、スケートパークの3種類の施設が開場いたします。これらの施設の使用料につきましては、市の既存施設や他団体26市等、また民間等の施設の使用料を参考にしながらも、経営の視点から維持管理コストに対する受益者負担を重視した結果、テニスコートは1面1回2時間当たりでございますが1,500円に、ナイター照明がございますので、夜間照明料は2時間以内1,000円に、サッカー兼ラグビー場は1回全面2時間以内5,000円に、夜間照明は同じく2時間3,000円にと考えております。

それぞれサッカー兼ラグビー場につきましては、半面利用、2分の1面利用もございますものですから、2分の1面、半面を利用した場合につきましては、それぞれの2分の1の額と考えております。

また、スケートパークにつきましては、子供1回250円、大人1回500円に決

定したいと考えております。また、スケートパークの貸し切り使用につきましては、個人利用の1日当たりの収入見込みを勘案いたしまして、全面貸し切りの場合、1日当たり10万円に、大人500円ですので、200人の計算で10万円ということにしたいと思っております。

同じく、スケートパークにつきましても、半面利用、イベント等の場合を考えましてこの貸し切り制度を採用したわけですが、半面利用の場合につきましては、1日当たり10万円が全面でございますので、その2分の1であります5万円に決定したいと思っております。

特に、スケートパークの使用料設定につきましては、所管部の検討の中でいろいろ意見がございました。運動施設だけではなく、公園全体としての維持管理の経費を使用料で賄うという経営的感覚からすると、1回1,000円が妥当ではないかというような意見も出ました。

しかし、この施設に限っては、経営的感覚よりも市外利用者を含めた青少年の健全育成という観点や、国内最高の施設、日本で一番規模の大きいスケートパークでございますので、市内外愛好者にまた継続して使っていただきたく、八王子市を代表する施設としてPRしていくために、利用しやすい低廉な価格に設定すべきであると結論に至り、大人1回500円、子供は中学生以下でございますが250円という設定に至りました。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

小田原委員長 スポーツ振興課の説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見ございましたらどうぞ。

水崎委員 1つ教えていただきたいんですけど、今回はこの使用料のことについてですよ。それ以外のことっていうのは教育委員会では決めるようにはなっていないんですか。使用料だけを教育委員会で決めるという役割になっているんでしょうか。ちょっとその指定管理者のやり方があると思うんで、教えてほしいんですけど。

遠藤生涯学習スポーツ部主幹 指定管理者の選定などは、まちなみ整備部の公園課のほう为主体となって、今、業者の選定をしている最中ございまして、この都市公園条例のうちの料金の部分を文教経済委員会のほうの所管である私どもは、担って決定するというそんな仕組みになっております。

小田原委員長 よろしいですか。

水崎委員　　そうしましたら、例えば利用規程とかそういうことは教育委員会で決めるのではなくて、また別の部署で決めていくということでもいいんですね。

遠藤生涯学習スポーツ部主幹　　公園内のスポーツ施設に対しての利用規程というのは、私どもも所管になりますので、私どものほうで決定していくということになります。

小田原委員長　　説明の仕方がまず最初のところでもうちょっと説明が必要だと思うんですが、この都市公園条例の一部を改正する、その改正の部分がどういうところなのかということをも明確に示すことと、都市公園条例というこの条例を設定するその管轄の部署は、市長部局だから市長に公園条例の我々が担当している使用料の部分については、こういうふうにしてほしいということを調製お願いするという形なんです。そのところをもう1回お願いします。

石井スポーツ振興課主査　　公園条例の改正につきましては、まちなみ整備部が担当しています。スポーツ施設の使用については、スポーツ振興課が現状を把握して整合性を図る意味で私どもの方から料金の依頼をするという形になるもので決定は、公園条例の改正をもって決定ということになります。

小田原委員長　　改正というけれども、何か改めるわけじゃなくて、これを新たに設定する、挿入する、そういう改正だということですよ。違いますか。そのところは明確にすれば、今の話は御理解いただけと思うんですけども。

水崎委員　　わかりました。前回の話のときにいろんな規定の話とかも出ていたもので、それは今回、話し合う必要はなかったのかなと思ったんで、ちょっと聞きたかったんですけど、今の話ではいい、わかりました。

小田原委員長　　そのほかいかがですか。そのほか、そのほかありませんか。よろしいですか。

水崎委員　　あと一つ。ここで料金が決まって、実際に使っていったときに、料金の改正が必要になったときは、例えば、何年間はこの料金でやらずにちやいけいとかそういう決まりとかないんですか。

遠藤生涯学習スポーツ部主幹　　そうですね、それは決まりありません。で、何か不都合が出て改正の必要が生じたときに、また、同じように改正をするというようなことになります。

小田原委員長　　あと大事なところは、スケートパークについて部内では、もうちょっと高く1,000円というふうにかががという話もあったけれども、低廉の500円

で抑えるということにした理由は、健全育成ということなただけけれども、その説明はよろしいですか。もうちょっと、都内というか全国で初めての大規模なスケートパークだというそこを有効に、有効にっていうのはどういうことが有効なのか、そこをその500円という定価を設定することによって、ここに子どもたちが集まってもらえるように。だから、そのための周知の仕方とかいうことも必要になるというか、大事なことになっていると思うんですけども、その点、何か考えておくことありますか。

石井スポーツ振興課主査 地元にあります八王子スケートボード協会といろいろ調整をとってありまして、このオープン開設後もボランティア的なかわり、八王子スケートボード協会さんの協力を仰ぐということで話は決定しております。

それと、500円にした経過なんですけど、立川にも、ここで中央公園というところでスケートパークができたのですが、既に3月にオープンして400人の登録があるということで、ある程度、町なかにいる青少年たちをこのスケートパークに呼び寄せることができるのではないかと考えております。

遠藤生涯学習スポーツ部主幹 スケートボードによる駅前や商店街での夜間の騒音問題とか交通妨害が問題になっておりますけれども、これらを単に締め出すのではなくて、その場所を積極的に提供して、スポーツとして位置づけて青少年の健全育成に必要なモラルやマナーの向上につなげていきたいという考えで、低廉な1コイン、500円という価格に設定したという経緯がございます。

小田原委員長 ぜひそのところを周知して、健全育成に寄与するんだということですね。その点を強く押し出していただけたらありがたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、特にならぬでございますので、お諮りいたします。ただいま議題となっております第26号議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第26号議案は、そのとおり決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程第27号議案でございます。八王子市私立高等学校入学資金



助成条例を廃止する条例の設定依頼についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から御説明願います。

穴井教育総務課長　それでは、第27号議案　八王子市私立高等学校入学資金助成条例を廃止する条例の設定依頼について御説明いたします。

これは、八王子市私立高等学校入学資金助成条例を廃止する条例の設定を市長に依頼するものです。

それでは、詳細については担当の佐藤主任のほうから御説明します。

佐藤教育総務課主任　八王子市では、義務教育終了後の就学機会均等を図るため、高校生に学資金の給付を行う「八王子市奨学金」の支給と、今回、議案となっております「八王子市私立高等学校入学資金助成」を行っております。

本制度は、私立高等学校等に入学する方の保護者に対し、入学時に要する資金について、市が金融機関に融資あつせん、利子補給を行うことにより、経済的負担を軽減し、教育の機会均等を図ることを目的として実施してきた制度でございます。

本制度については、低金利の状況が続いている中で、同様の制度も数種存在することから、利用者及び利子補給額も減少しており、また、平成22年度から公立高等学校の授業料無償化及び国立・私立高等学校等の授業料に対する就学支援金制度が導入され、高等学校での就学における保護者の負担は軽減されたことから、市が行う制度としては、一定の役割は終わったと考えられます。

よって、「八王子市私立高等学校入学資金助成」について、平成22年度募集をもって廃止し、その予算枠を受給希望者のほうに八王子市奨学金制度の充実に活用しようとするものであります。

施行日は平成23年4月1日で、経過措置として、原則3年間の償還期間中の取り扱いについては従前どおりとし、必要事項については要綱で定める予定でございます。

以上で説明を終わります。

小田原委員長　教育総務課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見ございませんか。

和田委員　今回のこの助成条例を廃止することに当たって、この予算枠を奨学金制度の充実に充てるということになっているんですが、これは全額をそちらに充てるという考えでいいんでしょうか。

穴井教育総務課長　この制度は3年間継続をしますので、現在、利子補給をしているお

よそ7万程度は、26年3月までは継続して予算を使うことになります。

毎年計上しておりますのは、およそ20万なんですけれども、その差金については、来年度以降、奨学金のほうに利用ができるというふうに考えております。

和田委員　さまざまな状況から予算の有効活用をするということの大切さはよくわかるんですが、この授業料の無償化等のさまざまな教育施策について、将来的に展望が持たれているのかというあたりについて、つまり条例が廃止してしまうと、またこれを条例を設定することということになると、またそのときにまた議論をするということになるんですが、今のようなかへへの活用というのは非常に大事だと思うんですが、条例そのものをなくしてしまうというか、そういうことに対しての見通しみたいなものってというのはどうなんですかね。

非常に流動的な中で、ほかが出るからこれは使わない。もう、要らないんじゃないか。また、状況が変わってきたときには、またそれは新たにという考え方なんですかね。

穴井教育総務課長　廃止に当たっては検討させていただいたんですが、先ほど御説明したとおり、私立高等学校の入学資金の貸し付けについてはさまざまな制度がございまして、ほとんどそちらを使う方も多い状況です。

現在、八王子市の今の制度を使う、ほかの制度に当てはまらない方というのは、年収1,000万を超える方が対象になっておりますので、その状況から考えると、当面はもう1回、復活するような必要性というのは存在しないのかなというふうに考えております。

小田原委員長　その廃止の理由の初めの3行と後の8行ぐらいの説明等が並立するんだけど、その後の部分がうんと後ろにきちゃうものですから、前面の3行だけが目立ってしまうんだけど、この2つの理由でということなんですね。

それで、ただ、それで和田委員の心配がなくなるかとそういうことじゃなくて、国の制度は非常に流動的だという心配があるのと、それから金利の問題もあるけれども、今、低金利だけれども、どうなるか、これも景気の動向でわからない。そのときには、当然また、こういう制度は考えなきゃいけないということが出てくるかもしれない。

それから、もう1点は、これ、話題に触れませんでしたけれども、じゃあ、この浮いた部分を必ず奨学金のほうにしてくれるのかっていうと、それ、うちだけの問題だけじゃなくて、財務当局の問題もあるので、そここのところの予定は必ずしも満たされ

るわけではないだろうと。だから、これ、見守っていく必要があるということですね。

穴井教育総務課長 この件については、経営会議で話をしたときに、この予算については奨学金で使わせていただくと、それを前面に出しての制度改正ということでお話をしておりますので、金額は少ないので、それが充実につながるかどうかという御質問もありましたが、私どもとしましては、今の奨学金の中で、本当に特別奨学金と言われている3,000円の上乗せが、成績が同等なのに予算がないために一定程度の人数で絞らなきゃいけないと、そのところは何とか改善する。そのためには20万は大変大きい予算になりますので、その辺を御説明したところです。

小田原委員長 この金額の総額がどのくらいなのか、低額だという話だったんだけど、それとその奨学審議会のメンバーの報酬がどのくらいなのかというのは、やっぱり同時に示していただければと、いただきたいということを考えます。

そのほかいかがですか。いいですか。理由のところの5行目の「高校生に学資金の給付を行う」、学の前に何か落ちているということはないですか。

穴井教育総務課長 「学資金」で間違いないですが。大丈夫です、「学資金」ということで。

小田原委員長 就学とか奨学とか、あとの方が入学のところなので入学でいいと思うのだが。

佐藤教育総務課主任 八王子市奨学資金支給条例のほうで「学資金」という言葉で入っております。

小田原委員長 条例と合っているということなのですが、ちょっとこれ確認していただきたいですね。

それでは、ただいま議題に挙がっております第27号議案につきまして、特に御意見もないようでありますのでお諮りいたしますが、御提案のとおり決定することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第27号議案については、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 それでは、引き続いて、日程の第3、第28号議案 特別支援学級の設置についてを議題に供します。

本案について、指導課から御説明願います。

藏重指導課統括指導主事　それでは、第28号議案　特別支援学級の設置について御説明いたします。

本件は、八王子市立第六小学校に知的障害固定学級を設置するものであります。

詳しくは、担当の塚本主査より御説明いたします。

塚本指導課主査　私のほうから特別支援学級の設置につきまして説明をさせていただきます。

まず、設置の趣旨でございますが、2枚目の関連資料、年度別児童生徒数の推移をごらんいただきたいと思います。これは小学校、中学校別にここ10年の特別支援学級の在籍者数、設置学校数、学級数を10年間比較したものでございます。

一番左端の特別支援学級在籍者数固定というところなんですが、ここ10年で、小学校の固定学級は約2.9倍に在籍者数が増加しております。ここ5年でも1.8倍の増加となっております。

八王子市では、固定学級は知的障害しかありませんので、ここに載っている数字は、すべて知的障害の固定学級ということになります。

特別支援学級へのニーズというのは高まっている状況であります。東京都では、ここで特別支援教育推進計画の第3次計画の案を発表しております。その中で、児童生徒数の推計ですが、22年度までは緩やかに増加をして、そのまま少しずつ減るだろうという見直しをしておりましたが、7月の段階で見直しをいたしまして、平成32年まで障害のある児童生徒数というのは増加すると、そういう見込みをしております。

それに伴いまして、八王子市でも特別支援学級、知的の固定学級を1校、来年度開設する予定であります。開設する学校は、八王子市立第六小学校です。障害種別は知的の固定です。

3枚目の八王子市立の小・中学校の特別支援学級の配置図をごらんいただきたいと思います。カラーコピーではありませんので、ちょっと見にくいかと思いますが、比較的濃い色のところの18校が、小学校の知的障害を設置する小学校でございます。

中央の第六小学校、二重の枠のところですが、こちらに新設を予定しております。周辺の第五小学校、第七小学校、由井第三小学校、長沼小学校、横山第一小学校、こちらの学校では、それぞれ同様の学級数は違いますが、施設に応じて数多くのお子さ

んを障害のあるお子さんを抱えている状況にあります。

このことから、八王子駅の南に位置する第六小学校に設置をするということで、送迎に当たっての保護者の負担を軽減する。あるいは隣接する第三中学校には、知的障害の固定学級と通級の情緒障害の学級がありますが、小学校、中学校の連携をとりまして、一貫した特別支援教育を推進するという期待が持てると思います。

開設の時期であります、平成23年4月1日、来年度当初を予定しております。このため、本年度予算に工事費等715万円を計上いたしました。今後、10月から設計を開始いたしまして、児童の安全を図りつつ、12月、1月、2月に、学級の改修を行う予定です。

普通教室3教室分を指導室、並びにプレイルーム、職員控室等に改修する予定であります。

開設当初の学級数であります、開設に当たってスムーズな運営を考えますと、1学級、教員はプラス1の2名で配置するということになります。

ただ、今後の就学相談の見通しと、それから周辺の学校からの転学予定のお子さんの希望をとりまして、学級数につきましては、同意数を2にすることもあり得るかと思えます。

私のほうからは以上です。

小田原委員長 指導課からの説明は終わりました。

ただいまの説明について何か御意見、御質疑ございませんか。

水崎委員 今回の設置予定の第六小学校は、特にそれについては私は異議はありません。ぜひ進めていていただきたいと思えます。

あと一応、18年度の「特別支援教育推進計画」では毎年4校程度設置ということで、推進計画には載っていると思うんですね。ちょうど1年前の定例会のこの場で、特別支援学級の設置について具体的な年次計画を立てて、そして計画的な設置を考えているというような話があったんですけども、その計画的な設置というのは今、考えられているのでしょうか、どうなんでしょうか。

藏重指導課統括指導主事 年次計画で4校という、4という数字が出ておりますけど、今後の設置については、その4という数字にはこだわらないんですけど、やっぱり設置の方向でやっていきたいというふうには考えております。

八王子の地理的なこともございますので、どこが今、一番設置に適しているのかを

よく考慮しながら、その場所についても検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

水崎委員 緩和のために設置という考え方も一つだとは思いますが、ある程度、先を見通して、前もって八王子にこういうような形で計画的に設置していったら、八王子の特別支援教育、支援を必要としている子どもたちにはいいんじゃないかという、その先を見通した計画っていうんですかね。

だから、もちろんいっぱいになったから、それを緩和するための設置という方法も一つあるかもしれないですけども、それとは別に八王子全体を見て、今後を見て、さっき東京都も32年までは増加する見込みだって話も出ていますので、ある程度、計画的に教育委員会としては考えていったほうが、学校への交渉というんですか、お願いというんですか、そういうこともやりやすいんじゃないかと思うんで、そういう計画も必要じゃないかと私は思うんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

小田原委員長 その計画と実施状況、今回は固定学級1つを設置するということなんだけれども、その進行管理として見た場合に、皆さんとしては今の質問については、もうちょっと踏み込んだ御説明というか回答は必要になるんじゃないですか。

藏重指導課統括指導主事 今、具体的にっていうわけじゃございませんけれども、八王子の北部を見たときに、まだまだ送迎も含めて、そういったニーズにこたえ切れてない部分も当然ございますので、そちらに向けて新設を開設を含めて検討していこうとは考えております。

ただ、やっぱり計画していても、なかなかその計画どおりに進まない現状もありますので、その辺についてはしっかりと計画とそれから実践に向けて取り組んでいきたいなとは思っております。

小田原委員長 特別支援教育をすることはもう大切なことで進められてきているんだけど、19年に本格実施するって始まったわけでしょう。計画つくってきたわけだ。

本年度は4校開設をというふうに目標を掲げたのに、ここで1校だけでとまっている、いいわけじゃないんでね、それで考えているんだけど、今、ここ1校だけしか提案できないのはどういうことなのかっていうことまで言えれば、ああ、いいですよという話になるだろうけれども、どうですか。

藏重指導課統括指導主事 今回のこの提案にもございますように、予算、この1校開設

するのに700万かかるっていう現状がございます。やはり開設するに当たっては、それなりの施設整備を整えていかないと、なかなか予算面も含めて、そういう形でたくさんつくっていくことが難しい現状もあるということもあります。

小田原委員長　実は、子どもたちが増えているのに、減るだろうと思っていたら減るわけじゃないんで、減ったからいいっていうわけじゃなくて、全校に設置しなきゃいけないと、特別支援学級は全校に設置しなきゃいけないと考えているわけでしょう。ただ、そのところに、今、その財政的な状況もあるので、それをどういうふうの実現していくかっていうときに、今年度は1校で、これからもまた事情とか余裕があればできるんだけど、そうでなくて、もう今この1校で、さらに次年度に向けて、どういうふうな形で進めていくってところが、やっぱり必要になっていくと思うんですよ。

だから、そういうところを考えながら、今回はこれの御提案でよろしく願いますということだろうと思いますけどね。

水崎委員　今回は固定級ですが、私は情緒障害の通級、あれもぜひ増やして欲しいなって思っているんで、固定級、通級両方ともぜひお願いしたいと思います。

そして、あと一つ教えていただきたいことがあるんですけども、18年度の「特別支援教育推進計画」の「19年度以降の推進方針及び具体的な推進計画」のところで、「通級指導学級を拠点とした相談窓口の設置」と書かれているんですけども、これはちょっとどういうことなのか、今現在、どういうようになっているのか教えてほしいなと思うんですけど。

塚本指導課主査　通級指導学級は、現在、小学校で9校、あるんですけども、通級指導学級ということは、それぞれのお子さんに在籍校があるわけですので、すべての学校に、その情緒障害等の通級指導学級を設置するということではなくて、在籍校でそのスキルを生かすということがありますので、特別支援学級、通級の情緒障害の通級指導学級が拠点となって、在籍校でその子の特別支援をどういうふうにしたらいいか、それを在籍校の相談窓口として、いわゆる教室の専門家としてそれぞれの学校に特別支援教育を展開できるように、いわゆる相談窓口という形で考えています。

東京都の今回の3次計画でも、子どもが動くから教員が動くと、そういう発想を立てております。これは、これからのモデル事業を展開するところなんですけども、各

学校の通級指導学級の先生が、在籍校に行って特別支援教育をすると、そういう考えもあります。

ですから、八王子としてもそのスタンスで19年度に考えてはいましたので、そういう意味で、各学校に先生方が動いていくと。その在籍校との連携をとらないと、子どもたちの成長というのは期待できませんので、その辺をやっていこうというのが、学級だけで教育をするのではないと、在籍校でも教育をするんだというところを考えたことです。

小田原委員長 その窓口はどうなっているかということですよ。

だから、そのモデル事業としては18年度までやってきたわけですよ。19年度から本格実施に入っているわけですよ。毎年4学級ずつ開級してきたわけでしょう。今年度1学級だから、1学級でいいのか、これは非常に悪い成果になってしまうわけで、その水崎さんが言っているのは、じゃあ、そういう状況の中で窓口となって、通級の子どもたちに対していろんな相談に乗ったり、支援したりしてきている状況はどうなっているんだという質問だから。

塚本指導課主査 各情緒障害等の通級指導学級の先生方が、在籍校を訪問したりとか、あるいは在籍校からの相談を受けて、それぞれ学校、いわゆる市内の小学校の教室に入ったり、授業観察ですね、そういったところをしながら、在籍校での支援をどうするかというところを実施しています。

事務局としましては、先生が外に出ていってしまいますので、その間、通級指導学級では手薄になりますので、そういった場合に、あと補充というような形で、予算をとってお子さんの指導に当たるとか、そういったところも実施しています。

ただ、その実施状況につきましては、各学校の状況にもよりますので、その巡回の頻度というのは、学校によっては違いますけれども、具体的にやっていることはやっております。

小田原委員長 よろしいですか。

その問題点はどういうことかということ、通級の場合には、原籍校が通級することによって、原籍校での指導が非常になおざりになりがちだということがあって、これはもう何年か前の話になるんですけども、在籍校での机もどっかにやっちゃって、なくなっちゃったなんて話もあるわけですよ。

そういうことが全都的に少ないわけではないので、東京都としては、通級の先生



が原籍校に行ってその指導にも当たっていく、先生方との御相談にも当たっていくということが必要になってくると、そういう話だろうと思いますね。

水崎委員 私のところに入ってくる話で、かなり保護者の方は通級を、情緒障害の通級を希望されている方が多くなって聞くんですね。それでぜひ、通級をふやしてほしいというのが一つ。

あと、今、委員長がおっしゃってくださった内容も充実させていって欲しいなと思ってしますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

和田委員 今、この提案に当たって関連資料が出されているわけですが、この資料の意味っていうのはどういうことになるんですか。

というのは、もう現在、特別支援学級等に通っている子どもの数や学級数を年次で並べているわけですね。当然、これふえていくわけで、学級数なども比べると456%とかって数字になっていますが、これから設置すればするほど、数字は当然上がっていくことになるわけで、これが今度の設置根拠になる関連資料として意味があるものなのかっていうのをちょっと意味がわからないんですけども、これはどうしてこういう、むしろこれから、もう既に計画を立てる段階で待機といいましょうか、通常学級に在籍する子どもたちの状況なども把握するということでは行われているとは思いますが、ここに示されている関連資料の意義っていうのが、ちょっと私自身理解しにくいんですけど、この数字やっていったら1,000%になったりとか、どんどんなっていくますよね。違いますか、ちなみに学級数だとか。要するにほかの年度に比べてということですよ。

むしろ、これから設置するに当たっては、待機したり、必要数だとかそういったものが出てこなきゃいけないんじゃないんでしょうか。ちょっとこの表面をもうちょっと説明をしていただきたいんですけど、要するに将来のことも考えた上で。

塚本指導課主査 一番下にあります年度の比較でございますけども、これはそれぞれの小・中学校別在籍者数、設置学校数、学級数を比べたものです。

一番右端の450というのは、中学校の通級指導学級の学級数の増加でございますので、全体からすると、中学校の通級指導学級というのは、比較的学級数も少ないですし通級するお子さんも少ないです。

ですから、そういった意味では、その一番分子となる10年前の通級指導学級2となっておりましてけれども、これと比べて450ということですので、この数字だけ、

ここだけがちょっと特出しておりますけれども、全体としては、児童生徒数で比較をしていただきたいと思います。

それともう一つは、学級数につきましては、通級指導学級では10名1学級、固定学級では8名1学級という基準がありますので、学級数の伸びと通級する児童生徒数の伸びを比べていただきたいと思います。

学級数が増えるということと、各学校にそれだけ子どもたちが集まっているということを読んでいただきたいと思います。それぞれ学校数は増やしてはいますけども、その学校の中で学級数が増える、子どもたちが増える、基準の8人なり10人なり、それをその基準で2なり3なり4なりに増やせばいいということではなくて、やはり適正の規模というのが、小学校、中学校違うと思いますけども、適正規模で中学校だったら3学級までとか、通級だったら何学級までとか、そういうことがありますので、その観点で設置につきましても、情緒障害の通級が、今、何学級だけ、あとののくらい学校数が必要だとか、そういったことで考えていきたいと思います。

一律に、学校数、学級数、児童生徒数を伸ばしていくということではなくて、許容できる学級数を見ながら、児童生徒に合った数を作っていきたいと思っています。

小田原委員長 答えになっていないんだけど、この資料の数字の意味を尋ねているわけですよ、どういう意味があるのかと。

つまり、今のお話は、全児童数と在籍者数と、それから学級数はわかりますよ。パーセント、割合もそういうふうに出ているということは確かなんだけど、これはそのとおりであって、だから設置しなきゃいけないというそういう数字としては使えないはずですよって言うふうに言っているわけですね。だとしたら、これは何の意味があるんですかって聞いているわけ。

だから、言えば何の意味もないわけではなくって、設置すればするだけ、その供給に対して需要数がマッチしてきていますよというその状況結果があるわけだということですよ。

その和田委員が言っているのは、その待機数とか潜在者とか予想数とか、その推計があるはずだろうと、だから設置しなきゃいけない、いつまでにこうしなきゃいけないっていうのも立つのではないか。

あるいはそういう数字がゼロでない限りは、その地域それぞれのところで学校があるわけですから、その学校の中に固定なり通級なりの学級が、設置されてしかるべき

だという本来的な特別支援の考え方がある。それに沿って徐々に必要なところから設置しているんですよという、これ現在ですよとか、いろんなその説明の仕方あるだろうと思うんですけどね、そういう答えをしていただきたい。

蔵重指導課統括指導主事 御指摘のとおりで、今後、資料を提示する場合には、この新設理由で述べたようなところを、近隣の学校での在籍児童の伸びとか、また今、委員長からもありましたように、待機児童の数とかそういうことがデータとしてわかるような形で、今後、提示していきたいと思います。

小田原委員長 御意見、御質疑ございませんか。よろしいですか。

先ほど私のほうから御指摘した点についての明確な答えがないんですけども、21年度のいずれ教育行政評価が出ると思うんですが、特別支援教育が必ずしもいい自己評価ではない。それが22年度になると、これもっと悪い、このままでいくと。成果、自己評価せざるを得なくなるということは十分承知していただきたいというふうに思います。

それでは、お諮りいたします。ただいま議題となっております第28号議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認め、第28号議案につきましては、御提案のとおり決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程の第4、第29号議案 小中一貫校の開校についてを議題に供します。

本案について、指導課から御説明願います。

宮崎指導課統括指導主事 第29号議案につきましては、みなみ野小中学校、加住小中学校に続く、来年平成23年4月に、館地区の小中一貫校が開校することに伴うものでございます。

お手元の議案をごらんください。まず、小中一貫校の名称につきましては、八王子市立館小中学校といたします。左側にあるのは、学校設置条例上の小学校、中学校でございますが、小中一貫校としては八王子市立館小中学校という名称になります。

続いて、一貫校の位置、いわゆる住所を位置というふうに表記するということです。この位置につきましては、現在の館小中学校の施設を主たる活動場所とすることから、

現在の館小学校の位置である、八王子市館町1097番15といたします。

開校日は平成23年4月1日でございます。

館小学校につきましては、校地が近接していることに加え、小中学校ともに現在単学級、すべて学年が1学級ずつということになっております。そういう小規模であることもあり、現在の小学校校舎に中学校の主な教室を確保することができるということで、いわゆるイメージとしましては、加住小中学校に近い施設一体型の小中一貫校ということになります。

また、平成21年度にモデル校、それから今年度は実施校ということで、開校に向けた研究を含めた実践・研究を含めた準備が整ったということでございます。

なお、学校設置条例の改正、それから管理運営規則の改正につきましては、別途定例会議案として上程に出していただくことといたします。

また、関連資料といたしまして、2枚目に、平成24年以降の小中一貫校開校の年次計画(案)です、それをお示しいたしました。

館小中学校以降の小中一貫校の開校につきましては、平成23年度中に決定することとなっておりますけれども、平成24年4月の開校を目指す学校として、第六小学校、第三中学校を候補としていることを加えさせていただきます。

この両校につきましては、まず校地、校舎が隣接しております。フェンス1枚を挟んで隣接しておりまして、そのフェンスの一部、通れるようになっておりまして、現在でも、平成20年度からモデル校になっておりまして、実践を進め校内体制もかなり整ってきたということで、24年度の候補校といたしましては、六小、三中ということにいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

小田原委員長　ただいま指導課の説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見ございませんか。よろしいですか。

水崎委員　加住小中学校とこの館小中学校とちょっと形が似ていますよね、近くにあるとかちょっと規模は幾らか違うかもしれませんがね。

加住と同じような校舎の使い方とか、給食とか、そういうことも同じようにやっているのか。それとも、話がこれから決まっていく段階なのか、ちょっと今現在、どんな状況になっているんですか。

宮崎指導課統括指導主事　御指摘のとおり、加住小中学校、先ほどちょっと似たイメー

ジというふうに申し上げたかと思うんですけども、いわゆる小学校の校舎に中学校の主な教室、幾つかの特別教室ですとかそういうものが、すべては確保できないんですけども、かなりの部分は確保できるということで、そういった意味では、同じようなまず学習といえますか、そちらの部分では形態になるかというふうに思います。

給食等につきましては予算も絡むことですので、現在、給食が実施できるかどうかということで検討しているところでございます。

今週1週間、館小中では試行をしております。6月にも1週間丸々中学生が小学校校舎に入って試行をしたんですけども、いずれも水曜日については、中学生は中学校校舎でという形で、やはり特別教室等の関係でやっております。

4月からも、教育課程についてはこれからになりますけれども、そういったイメージでございます。

水崎委員 今現在、何か大きな課題とかはあるんですか、学校、保護者、地域含めて、今、課題となっているということがあったら教えていただきたいんですけども。

宮崎指導課統括指導主事 課題は、さまざまそれはありますけれども、まず、加住と大きく違うところがありまして、それは加住の場合は、加住中学に入学する、現在ですね、加住中学に入学する生徒はすべて加住小学校の卒業生です。

ところが、館小中につきましては、館小学校とそれから横山第一小学校が、半々まではいきませんが、今年度はたしか3分の1ぐらいが横山第一小だったかというふうに記憶しておりますが、そういうこともありますので、ただ、小中一貫校というのは、いわゆる学習指導要領に基づいた教育課程を実施していますので、そこに特にギャップがあると、横山一小から入ってくるお子さんについてギャップがあるということではないのですが、幾つかそういう保護者からお声もありまして、校長からもその辺は説明もしておりますので、少しずつ解消されておりますが、やはり試行を保護者にも公開しておりますので、大分その辺は解消されたと。

それから、小学校と中学校の教員の交流につきましても、すぐにはなかなかということがありましたが、夏休み中のパワーアップ研修等で、かなりその関係が近くなっている。

現在、試行の中でも職員を1つ、小学校の職員室に何とか中学校の先生方も入れるということで、設備もスペースも工夫はしなくちゃいけないんですけど、そういう意味

でもコミュニケーションが大分深まってきたと。

施設につきましても、もちろんすべての特別教室も小学校で確保できればベストですけれども、そこまではなかなかうまくいかないということもありますので、それは課題としてはありますが、ただ、館小中の実施状況を見ながら、小中一貫校として充実した一貫教育ができるというふうに考えております。

小田原委員長　ほかにいかがですか。よろしいですか。

川上委員　ここの説明のところに、小中一貫校のところで、22年度に「小中一貫教育実施校」って書いてあるんですね。それは小中一貫校を目指したこととしてというふうにはよくわかるのですが、八王子市は小中一貫教育をしているんですね。

ですから、こういうふうにわざわざ書きますと、今、水崎委員からも何かちょっと心配があるようなこともおっしゃって、それから横山第一小学校からも来ると、今、そういうお話あって、そのギャップということのみずからおっしゃっていらっしゃいますけど、それはあり得ないと考えているのは、八王子市の小中一貫教育なのではないかというふうに思いますので、やっぱりこういうふうに書き出すことのほうがおかしいのかな、何か私にはちょっと不自然に思うんですね。

小中一貫教育と小中一貫校というの違いは、さんざんここで前にやったような記憶があるのですが、私の勘違いかもしれませんけれども。

ですから、ここに実施校ってわざわざお書きになるということは、ほかの学校はしてないということになりますのでというふうにちょっとこれ読んだときに不思議な気がするんです。八王子市は全体が小中一貫教育をしているんだという認識ではなかったのでしょうかという質問です。

宮崎指導課統括指導主事　今、御指摘のことにつきましては、まさにおっしゃるとおりのことだというふうに思っております。

御説明申し上げますと、小中一貫教育の基本方針を平成20年に出しましたけれども、そのときに小中一貫校として開校する準備をする前年度の学校を小中一貫教育実施校として指定するというふうになっておりまして、いわゆる指定校の名称なんですね。

今、御指摘をいただきまして、確かに現実と違う、実施はしているわけですので。ただ、そういう名称であるということで御説明はしたいと思いますが、おっしゃることはごもっともかなと思いますので、今後、この名称についても考えていく余地があ

るかと思いますので、検討してまいります。

川上委員 わかりました。誤解を与えるようなものが事前に決まりがあったということですね。

だから、実際に即した名称というのがやっぱり必要なのになって、これはちょっと誤解しました、私も。

小田原委員長 そのほかいかがですか。

和田委員 館小中学校については、ぜひ小規模校というか、単学級の学校であるっていうことを踏まえながら、やっぱり特色ある教育をしていていただきたいなというふうに思っています。

両校長先生とも、過去にそういう小中一貫教育を推進する市にいたり、学校にいたわけで、そういったノウハウなんかも生かしながら、この館小中学校っていうのは、ある意味では、学校存続の問題も抱えているというふうに思っていますので、ぜひここでいい教育をする。小中一貫を生かしたそういう教育をすることによって、そういう学校のよさをアピールできるような、そういう取り組みをぜひしてもらいたいなというふうに、ちょっと思っています。

それから、ちょっと別件なんですけど、この24年度以降の計画っていうのは、これかというと、結局は24年の部分だけを示していることになるんですけど、これだけだと24年までのって話になってしまうんですけど、以降についてというのは、結局、何年ぐらいの見通しを立てて、この年次計画を立てる予定でいるんですか、それはちょっとまた後、お答えいただければと思います。

宮崎指導課統括指導主事 まず1点目の小規模校の特色を生かしたということにつきましては、加住小中学校もまさにおっしゃるような小規模校のよさを生かした教育をしております。

例えば、中学校も、いわゆる40人学級ですけど、実際30人程度の学級をさらに2つに、校内独自で分けて展開をすとか、あるいは、小中学校の教員が協力して補習を行うとかいう形で、かなりきめ細かく学習をしているところもございます。

館小中につきましても、館小中すべて単学級という状況でございますので、まさにその部分を生かした、個に応じた教育というものを展開するということが、当然、求められるかと思います。

また、さまざま自然もある程度豊かなところもございまして、現在、中学校に大き

な畑があって、そこで作物をつくったりというところもあります。かなり特色のある教育活動はできるのかなと思っております。

おっしゃるとおり、小中一貫校として魅力を発揮して、少しでも子どもたちがまた集まるといえますが、今、外に出ていってしまう状況ですのでそれがそうでなくなるということを目指していきたいなというふうに思っております。

2点目のことにつきましては、おっしゃるとおりで、24年度までしか示していないわけですが、これ以降につきましては、実は、今までのその下に定義がございますけれども、小中一貫校の定義がございます。

いわゆる同一校地校舎型や隣接校地校舎型の学校など一部の学校であるということで、隣り合っている、あるいは本当に近接していて、加住、館のように1つの学校としてできるというところが、これまでの小中一貫校ですね。この後になりますと、なかなかさまざまな課題がありまして、そのところがぴたりと合致する学校がなかなか難しいという状況がございます。

ですが、長期的な視野に立つことも必要になりますので、当面、25、26、27年度まで、年間1校を基本として、候補校を考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

小田原委員長 よろしいですか。

まあ隣接というのが難しいとこなんだけれども、加住の場合の小中のあの距離を隣接というと大体の学校が隣接になってしまうはずで、いろいろな問題、やはりあるということですね。

それからもう一つは、さっき宮崎さんがお話になったんだけれども、その加住と違うところは、館の場合には横山第一小学校というのが絡んできているということで、さて横山第一小学校が小中一貫はどういうふうに考えるかと、その問題になってくると思うんですね。

だから、そうするとその3分の1なら3分の1、半分なら半分、その以外の子どもたちが行く学校は、じゃあ、小中一貫でなくていいのかといたら、そうじゃない。じゃあ、川上委員のお話のように、小中一貫教育はやっているわけだから、もっとそれを違わない形の小中一貫ってというのはどういうことになるのかってことを進めていかなきゃいけない、それ、難しくなっているのか、課題ってというのがもっと明確になってくるとおもうんですね。



もっともっと小中一貫教育をさらに推進し、加速していかなきゃいけないって話に多分なっていくだろうというふうに思うんですけどね。

そのほかいかがでしょうか。

では、特にないようでございますので、お諮りいたしますけれども、第29号議案につきましては、御提案のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第29号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

坂倉学校教育部長 ただいま第29号議案が議決されましたので、今後の手続として、学校設置条例を改正する必要があるとございます。

つきましては、「八王子市学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を追加議案として提出し、御審議をいただきたいと思っております。

小田原委員長 ただいま事務局より追加議案の提出をしたい旨の申し出がございました。

本案を議題といたしたいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

それでは、追加議案として、後ほど審議することといたしますので、事務局のほうではそのような御準備をお願いいたします。

小田原委員長 次に、日程の第5、第30号議案 八王子市生涯学習センターの休館日についてを議題に供します。

本案について、学習支援課から御説明願います。

設楽学習支援課長 第30号議案 八王子市生涯学習センターの休館日について御説明いたします。

説明は、担当の石川主査から行います。よろしくお願いたします。

石川学習支援課主査 それでは説明をさせていただきます。

生涯学習センター川口分館について、休館日を開館日に変更するものでございます。

変更内容は、現在、休館日となっております毎月第2・第4月曜日が、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日に当たるときは、翌開館日を休館日としているもの

を開館日にするものです。

休館日を開館日に変更する理由ですが、開館日の拡大による市民サービスの向上を図るとともに、やまゆり館内の他の施設である川口図書館及び川口市民センターと開館日を統一することにより、利用者の混乱を回避し、利便性の向上を図るものです。

平成22年度の実施日は、平成22年10月12日及び平成23年1月11日を予定しております。

説明は以上でございます。

小田原委員長 学習支援課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

水崎委員 川口市民センターの臨時開館に伴ってのこれは開館と見てよろしいのでしょうか。ホームページでは、市民センターが臨時開館しますっていうニュースが載っていたんですけども、それに伴ってこちらも開館するというので、今年度だけっていうことでよろしいのでしょうか。

設楽学習支援課長 市民センターのほうも条例とかは特に変えなくて、今回、今年度、この2日間に開館にすることに決定したところです。

私どもも、今年度はこの2日になりますけれども、翌年度以降は、休館日については規則に載っていますので、規則改正も含めまして本格実施にしていきたいと思っております。

小田原委員長 よろしいですか。特にございませんか。

じゃあ、特にないようでございますので、お諮りいたします。ただいま議題になっております第30号議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。よって、第30号議案につきましては休館日としない、御提案のとおり決定することにいたしました。

小田原委員長 続いて、日程の第6、第31号議案 八王子市図書館の休館日についてを議題に供します。

本案について、図書館から御説明願います。

石井生涯学習スポーツ部主幹 川口図書館は、平成22年10月12日及び23年1月

11日、中央図書館北野分室は、23年1月11日において、八王子市図書館条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、休館日とせず開館するものです。

休館日としない理由でございますが、八王子市川口市民センターを併設する複合施設であるやまゆり館内に位置する八王子市川口図書館及び八王子市北野市民センター内に位置する八王子市中央図書館北野分室において、各市民センターの開館にあわせて開館をすることで、市民サービスの一層の充実を図るものであります。

周知につきましては、10月1日号の市広報に掲載をする予定でございます。

なお、従来より図書館では、開館日数を可能な限り確保して市民サービスの拡大に取り組んでいるところですが、さきの定例会においても特別整理期間日数を見直し、開館日数を増加させてきました。

今回は、市民センターの開館に合わせて、さらに開館日数を拡大しようとするところでございますが、今後も蔵書点検のあり方等を検証し、拡大に向けた検討をしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

小田原委員長 図書館からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見ございましたらどうぞ。

石井生涯学習スポーツ部主幹 北野分室でございますけど、北野分室につきましては、9月1日から12月28日まで、6月の定例会におきまして、大規模改修を行うということで、既に休館としておりますので、今回につきましては北野分室については10月につきましては該当しておりませんので、川口図書館のみ該当いたします。

水崎委員 先ほどの質問と同じですけども、これについても今年度はこういう形で行って、来年度以降は規則改正という形でやっていくっていう取り方でよろしいんですか。

石井生涯学習スポーツ部主幹 そうですね、基本的には、生涯学習センターと同じような形で、来年度も該当する日がございますので、それについては規則等の改正を、考えた中で検討をしていきたいと思っております。

水崎委員 はい、わかりました。

ちょっと考えていて、こういうことが今、できる状態になっているわけですね。それだったら、今までどうしてやらなかったのかなって、ちょっと単純に思ってしまうんですけども、ここに至るまでに、やはりいろんな御苦労があったのかどうなのか、こういう形をとることで何かデメリット的なことっていうんですか、そういう部内で

何かあったりとかするんですか。特に問題なく、スムーズにこういう形がとれるんでしょうか。

石井生涯学習スポーツ部主幹 はい。図書館の開館日を拡大すると、それなりに職員も余計出てくることです。で、職員の勤務につきましては、現行、図書館の中では2班集体制で対応をしています。それはシフトを組んでおりますので、今回等につきましては、全体の職員の勤務日数は増加しませんけど、内部の職員のやりくりの中で対応をしてきて、開館日をふやすというような努力をしております。

望月生涯学習スポーツ部参事 今ご指摘の件でございますが、現在の開館日をどう確保するかというと、いま与えられた執行体制の中で、どれだけ市民に向けた開館日を確保し、サービスができるかということ、裏返してみると内部事務、蔵書点検とかそこを効率化し、どれだけ市民サービスに提供できるかということになるのですが、その点に関して申し上げますと、市民センターと図書館との関係の一例をとりますと、平成18年度に、南大沢図書館と川口図書館がそれまでは毎週月曜日休館だったのを、市民センターと合わせて第2・第4月曜日を休館にし、開館日を拡大しました。

そのためには、一定程度関係職員団体との協議とか、事務の効率化とか、そうした内部的な調整をしてきました。

今年度に入りまして改めて、ひとつは、生涯学習審議会に図書館行政について外部的評価をお願いしてきちんと評価をして所管の充実と効率的運営を目指していきたいと思っています。

もうひとつ、労使の協議会をここで設置しまして、内部努力をさらに進めて、利用者の拡大に努めていきたいということで、取り組んでいるところです。

小田原委員長 市民サービスの一層の向上ということを考えると、市民センターと図書館というのは、それぞれ違いはあるんだけど、そういう施設は休館日があつてはならないと思うんですよ。

ただ、開館するに当たっては、その管理する担当とかが当然、職員が必要になってくるわけですから、そうすると、今度は職員の勤務時間の確保ということが、確保というと逆になるのか、必要になるわけですから、そうすると休館日を設けざるを得なかった、これ従来ですね。

ただ、いろいろのやりくり、工夫がまだできるだろうということでもって、開館日をどうか土台にしてきた経緯があるわけですね。今、非常にいい方向で進んで

ているというふうに思うんだけど、じゃあ、年間休館日なしにできるのかっていったら、そりゃ望ましいことだけれども、かなり厳しいところあると思うんですね。

これは財源が必要になるし、職員の確保が必要になるし、勤務時間は守っていきなきゃいけないというのがありますから。今、ぎりぎりのところを進めているという、非常に御苦労というか、大変厳しい状況を切り開いてきているのが現在だというふうに私は思っています。

できれば年間休館なしと、八王子のこういう市民サービスはここまできましたっていうのを言いたいんだけど、言えませんか、なかなか。

そのほかいかがですか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。ただいま議題になっております第31号議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第31号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 それでは、続いて先ほど御提案のございました追加日程第32号議案を皆様のところに御配付願います。

先ほど、学校教育部長から御提案のありました追加日程第32号議案 八王子市学校設置条例の一部を改正する条例の設定依頼についてを議題に供します。

本案について、学事課から御説明願います。

平塚学校教育部長 それでは、第32号議案 八王子市学校設置条例の一部を改正する条例の設定依頼について御説明申し上げます。

本件につきましては、先ほど御審議いただいた第29号議案の決定に伴いまして、来年度、施設一体型の小中一貫校を開校するに当たりまして、八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例の設定について市長に依頼するものでございます。

内容につきましては、学事課、杉山主査のほうから御説明申し上げます。

杉山学事課主査 議案について御説明いたします。

平成23年4月から、館小学校と館中学校が小中一貫校として開校されることに伴いまして、館中学校の位置を変更する条例の改正について設定依頼を市長に上げるものでございます。

八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例の設定について、下記のとおり依頼します。

内容は、館中学校にかかる位置の変更でございます。今まで、館町2786番地にあったものが、現在の館小学校の一部に入るために、館小学校と同じ住所地、館町1097番地15に移動いたします。それについて依頼をいたします。

説明は以上です。

小田原委員長 学事課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

校名は指導課から小中学校とするというような話があったんだけど、それは条例では言わないですか。

平塚学校教育課主幹 学校設置条例は小学校と中学校をそれぞれ規定したのとなっていて、校名については従前の館小学校、館中学校そのままを使用しまして、いわゆる呼称としまして、管理運営規則のほうで定めるような予定となっております。

小田原委員長 何か御質疑ございませんか。

特にないようでございますのでお諮りいたします。ただいま議題となっております第32号議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第32号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 議題及び協議事項は以上ですが、引き続いて報告事項となります。

スポーツ振興課から御報告、順次願います。

遠藤スポーツ振興課長 それでは、報告の（仮称）八王子市新体育館等整備・運営事業実施方針等の公表について御説明いたします。

新体育館につきましては、狭間の駅前に建設する計画でございます。21年度に導入可能性調査を実施いたしまして、その結果、PFI事業として成立する可能性が高いという結果が出ております。

そういう中で、去年の8月に経営会議でPFI手法について、それでいくという方向性が示されました。

今年度に入りまして、アドバイザーを入れまして、実施方針を検討しているところ

でございます。その結果は、ここでまとまりまして、9月6日にホームページで公表したところでございます。

詳しい説明につきましては、担当の橋本主査から説明いたします。

橋本スポーツ振興課主査 平成22年9月6日、先週ですが、実施方針及び業務要求水準書案を市のホームページで公表いたしました。また、市役所8階のスポーツ振興課のほうで閲覧しているところでございます。

では、資料の報告内容の3行目のところなんですけれども、実施方針等の公表、その目的と意義について説明させていただきます。

実施方針につきましては、PFI法の第5条に規定がございまして、その中で市が検討を進めているPFI事業の具体的な内容、それから事業者の募集方針、事業スケジュールなどを明らかにすることで、事業者がこの事業に参加するかどうか、そういう検討をする時間を提供する、それから、準備作業を行う時間を提供する、それが一つの目的。

もう一つは、市民への周知を行う。そうした中で、市民や事業者から質問、それから提案を受けて、市が今、想定している事業スキームをよりよいものに修正していくと、そういう趣旨でございます。

公表すべき内容につきましては、資料の実施方針の概要と書いてある項目のところ、(1)から(8)までございますが、これがPFI法に列記されております。このとおり公表しなさいとそういうことになっております。

では、まず最初に第1番目の(1)の特定事業の選定に関する事項ということですが、これ、ちょっと言葉がわかりづらいんですが、特定事業の選定というのはどういうことかといいますと、PFI事業として実施する事業を特定して選定するというところでございます。

ですので、その中に事業目的とか事業範囲、事業スケジュール、それから事業費の支払い、サービス購入費と言っていますが、そういった基本的なことについて公表するということになっております。

そこで実施方針の本体にどういうことが書いてあるかといいますと、その下の表になりますが、事業範囲といたしましては、新体育館及び隣接する狭間スポーツ広場の整備・管理運営、それから歩行者の安全確保のために北側の道路も歩道の整備をしてくださいということを示してございます。

所在地は狭間駅前で、狭間町1453番地1、面積は約1.25ヘクタール、1万2,466平米ということです。

PFI事業方式ですが、事業者が施設の設計・建設、維持管理・運営を行うわけですが、施設が完了をした段階で市のほうに所有権を移転する、いわゆるBTO方式ということになってございます。

スケジュールの一部をそこに書いてございますが、事業契約につきましては、平成23年の12月議会、これを予定してございます。供用開始につきましては平成26年7月という予定でございます。

それから、この特定事業の選定に関する事項の中で、ここには書いてございませんが、このほかに設計・建設、管理・運営、それぞれについて業務内容について記載をしてございます。

(2)番、事業者の募集及び選定に関する事項ですが、ここには、選定方法を公募プロポーザル方式で行いますということを明記するとともに、応募資格要件、グループを形成する建設会社、設計会社、維持管理会社、運営会社、どういう要件を満たした企業でグループを構成しなさいということを示してあります。

それから、選定についてはどういうスケジュールでやりますというようなことをここに公表してございます。

それから(3)番、特定事業の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項という項目の中では、リスク分担ですね、例えば、法制度が変更になって、余計な経費がかかるようになった場合に、どちらがもつ。あるいは、予期せぬ事態が起こった場合のリスクはどっちが負う。それから、インフレ・デフレ、そういった場合の費用負担の変更・変化、そういったものについてどういうふうに持ち合っていくか、そういったことを別表にリスク表をつくりまして、公表してございます。

それから、モニタリングというのは、市が事業をずっと監視していきますよ、どういう方法で監視していきますよ、そういうことを公表してございます。

(4)番、立地並びに規模、配置に関する事項、これにつきましては、要求水準とダブルしますので、要求水準のところでお説明させていただきます。

2ページ目ですが、(5)の事業計画及び事業契約の解釈に疑義が生じた場合の措置、これにつきましては、契約期間が管理運営15年間という長期にわたりますので、社会情勢の変化等、契約を結んだ段階では予期せぬ事態が起こることがございますの



で、そういった場合には、どういう対応をしていくのか、そういうことを書いてございます。

それから（６）番、事業の継続が困難となった場合の措置、契約解除、こういった場合に解除できるか。それから、その場合の損害賠償はどうするか、そういったことを書いてございます。

（７）これはリスクのほうとも若干関係してございますが、法制度上、あるいは税制上の措置に関する事項として、法制度、税制度に変更が生じた場合の対応について書いてございます。

これはリスクというよりは、どちらかという、事業者にとって有利になった場合に、市のほうができるだけ協力していきますよ、そういう内容です。

それから（８）番で、その他特定事業の実施に関し必要な事項、応募費用は事業者持ちです。それから、市のほうとしては議会の議決等、速やかに行うべきことを行っていく、そういった内容です。

業務要求水準書案のほうですが、要求水準につきましては、従来型の仕様発注になりませんので、性能発注ということになりますので、最低限この水準を満たしなさいという要求をしていくことになります。

要求水準書案の構成といたしましては、（１）から（５）に書いてございますが、最初に総則、それから施設の設計及び建設に関する要求水準、３番目が、開業準備に関する要求水準、４番目で維持管理、５番目で施設の運営、それぞれに要求水準を設けて、細かに要求してございます。

これについては、基本的には、平成２１年３月に策定いたしました新体育館の基本方針・基本計画、この内容を具体化して、これを遵守した形で要求水準をつくってございます。

施設の２ページの表ですけれども、施設の概要につきましては、基本方針・基本計画にのっとってございますが、建築面積が８，５００平米程度、延べ床２万平米程度、メインアリーナについては２，７００平米以上で、固定席で２，０００席以上。

それから、大会イベントの開催にふさわしい設備とすること。サブアリーナにも観客席７００席以上を設けて、サブアリーナでも大会ができるようにすること。

それから、市内の他の体育館にはない地域交流スポーツセンター機能を持たせるといことで、多目的室、それから子どもコーナー、そういったことの要求をしてござ

います。

それから、実施方針に基づきまして防災施設を設置することも入れてございます。

今後のスケジュールですが、9月22日に実施方針等の業者説明会を予定してございます。きのう申し込みを締め切りまして、30社70名からの申し込みがありました。

それから、(2)番、この説明会を行いまして、さらに業者からの意見・質問等を受けて、事業スキームを修正した後に、23年2月に特定事業の選定公表。そこでPFIの形が固まりまして、こういうPFI事業をやりますということを公に示すということになります。

その後、募集要項等を作成いたしまして、23年の4月から事業者を募集、23年8月に提案受け付け、10月には優先交渉権者が決定すると、そういうことでございます。これについても実施方針の中で公表してございます。

以上でございます。

小田原委員長 スポーツ振興課からの報告は以上ですが、御質疑、御意見ございませんか。よろしいですか。

PFIでやる難しさがあるんだけど、説明会に30社70名以上、これはかなりの数と見てよろしいですか。

遠藤スポーツ振興課長 予想はそのくらい来るかなとは思っていましたが、説明会の申し込みですので、その30社が全部提案してくるかどうかは、またこの次の段階になると思います。

窓口等にもいろいろ聞きにきている業者もありますので、ある程度申し込んでくるのではないかなと思っております。

橋本スポーツ振興課主査 30社というのは、PFIの場合、設計・施工・管理・運営、4部門が一括になりますので、30社すべてが同業者ではないですね。

企業体を組みますので、30社、おおむね正しい数字ではありませんが、おおむね4分の1ずつ来ていると想定していただければ、建設会社7社、設計会社7社、管理運営会社7社とかそのような形になってきますので、その中でまた共同のグループをつくっていきますので、最終の申し込みは1けた台になるのかなと思います。

小田原委員長 例えば、観客席が2,000席、この建築面積とか床面積は、もう場所、

決まっているからこれがぎりぎりのところだろうと思いますが、中についての2,000席とか700席というのは、これは以上ということは、もっとふえる可能性があるというふうに見えていいですか。

遠藤スポーツ振興課長 私どものこの基準は、最低要求水準という形で出しておりますので、これ以上であれば、当然大丈夫です。各SPC企業体の提案の中で、そういう具体的な提案が出てきた段階で、はっきりするということになると思います。

橋本スポーツ振興課主査 ここに示している8,500は、建ぺい率いっぱいではございませんで、建ぺい率いっぱいにしますと8,720ぐらいになると思います。

ですので、8,500平米あれば、2,000席確保できるであろうという想定。さらに、事業者によっては、まだゆとりがありますので、そこを膨らませることで、もっと席数をふやしてくる可能性はあるということです。

小田原委員長 よろしゅうございますか。

要望は、防災施設にはこういうふうにかかれていますがけれども、当然、体育館として防災拠点になってくるだろうということも想定しなければいけませんので、水周りとかトイレとかそういう部分、ぜひきちんと確保をするような方向性を確認していただきたいというように思います。

それでは、スポーツ振興課からの報告よろしいですか。

続いて、図書館から御報告願います。

中村生涯学習スポーツ部主幹 それでは、「2010年国民読書年記念・読書のまち八王子推進フォーラム」などの開催について御報告申し上げます。

ことは、平成20年6月に、衆参両院で平成22年を「国民読書年」と定める決議が全会一致で採択され、決議では知的遺産を受け継ぎ、さらに発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今のように生きる我々が負うべき重大な責務であり、政・官・民協力のもと、国を挙げてあらゆる努力を重ねることを宣言しています。

また、本年3月に改定されました「第二次読書のまち八王子推進計画」の初年度に当たり、広く市民に計画や読書活動の取り組みを周知する好機ととらえ、八王子市においても読書への市民の意識を高めるものとして、秋の読書週間の1日である11月3日にフォーラムを開催いたします。

今回行いますフォーラムの特徴としましては、読書の取り組みが可能な図書館以外の所管も参加し、催し物を行います。また、多くの団体から幅広く後援や協力をいた

だいております。

この事業を行うに当たり、市民との協働を重視し、図書館にかかわる多くの市民ボランティア団体や学園都市にふさわしく、学生サークルとの共同企画による講座の開催を関連企画として実施いたします。

今回の催しの中心となります読書フォーラムは、11月3日水曜午前10時から午後4時まで、八王子駅前にありますクリエイトホールにて開催いたします。

お手元の別紙1をごらんください。

主な内容は、以前、八王子にお住まいであった、芥川賞作家の三田誠広さんに、「現代を生きるための読書」という演題で、中学生にもわかりやすい内容でお話をいただきます。

講演のほかには、今、先ほど追加でお配りしました、ワークショップ、催し物の一覧、こちらの一覧にあるとおり、市民ボランティアによる朗読会やお話し会、さらに手づくり豆本づくりや目の不自由な方への対面朗読、展示の体験などのワークショップを予定しております。

また、関連企画としまして、お手元の別紙2をごらんください。

国民読書年特別企画「読み解く文学講座」、大学教授の読解と学生研究会運営による読書会を11月6日と13日に開催します。

第1回目は、昨年生誕100年を迎えた太宰治の「斜陽」について、中央大学で太宰治を研究されている渡部芳紀教授を。第2回目は、江戸文化研究者で江戸の文化に詳しい法政大学田中優子教授をお呼びして、沖方丁「天地明察」を読み、読書感想を語っていただきます。

会の運営は、中央大学文学会と法政大学もの書き同盟の学生にお願いをしています。市民への周知につきましては、10月1日広報やポスター、図書館・ホームページへ掲載し、周知を図ります。教育委員の皆様におかれましては、当日席を設けておりますので、ぜひ御出席をお願いいたします。

報告は以上です。

小田原委員長 図書館からの報告は以上ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

フォーラム及びその他の企画ですね、ワークショップも示されています。これは、読書フォーラムは1日だけなんですね。

中村生涯学習スポーツ部主幹 はい、1日だけです。あとは関連企画としまして学生主

催の講座があるという形になります。

小田原委員長 そのワークショップは1日じゃもったいないね。

望月生涯学習スポーツ部参事 そのワークショップの中で、同じように考えまして、継続して行いたいとの申し出はありますが、それは自主的なところで、そこらへんもこちらとして答えていこうということ。

それ以外に従前から各図書館で、その前後に図書館祭りということでやっていますけれども、これは、例年やっていることで特にここでは、お示しはしていませんが、機会がありましたら、こちらの方の日程もお示ししたいと思います。

小田原委員長 よろしいですか。何かありませんか。

この間、教育長が市民清掃というか、川清掃に出られて、朝早くから出られて、で、その後、市民大会の開催式があったんですが、そのときうかがった話では、川清掃に学校が参加しているというところ、これは例年どおり参加している学校もあって、非常に好ましい光景があったということもありましたけれども、ただ、参加している学校が少ないということですね。

これが先ほど市民との協働を重視しているという話ありましたけれども、学校がどのくらい、どういうふうにかかわっていくか、三田誠広さんの話が中学生にもわかる話だということなんだけれども、その学校がかかわっていく、やれというふうになくても参加していくというような形をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

学校図書館の充実というのにつなげていってほしいということですよ。

望月生涯学習スポーツ部参事 参考までに、ワークショップの一覧に、学校サポート事業は、教育センターの中にある図書館サポートセンターが、この11階のところで展示をしまして、各学校の取り組みを紹介したり、ボランティアの相談にのったりという取り組みをしています。

これが今後、市の図書館と学校図書館との連携が、さらに出来るように呼びかけて、答えていきたいと思います。

小田原委員長 さっきの図書館祭りも含めて、そういう部分もできるだけその文面化して目に触れるようにしていくってことも大事だと思いますので、よろしく願います。

水崎委員 ちょっと教えていただきたいんですけど、申し込みをしなくてはいけないも

のは、この記念講演と、あと特別企画のこの「読み解く文学講座」、これだけでいいんですか。あとのオープニングセレモニーだとか表彰式、朗読会、ワークショップ、こちら辺はもういきなり直接行ってでよろしいんでしょうか。

中村生涯学習スポーツ部主幹 基本的には今、委員が言われたような形で、「読み解く文学講座」と記念講演、ここだけが先着順という形で、はがきで申し込んでいただくような形になります。あとは当日来ていただいて、そのまま参加していただくというような形のものが多くなっています。

小田原委員長 そういうことですが、いかがですか。

川上委員 はがきは往復はがきじゃないんですか。

中村生涯学習スポーツ部主幹 これは普通のはがきで送っていただいて、図書館のほうから御連絡を差し上げるという形をとります。

記念講演のほうはそういう形ですけども、講座のほうは、往復はがきという形になります。

小田原委員長 11月6日は、この「読み解く文学講座」は、開かれた教育委員会と重なっているんですね。だから、これ教育委員はなかなか難しい、参加は難しいと思いますけど。

中村生涯学習スポーツ部主幹 委員長、席のほうをこちらのほうで御用意させていただくのは、11月3日のフォーラムのほう、特に三田先生のほうで、中学生にわかりやすいような形で講演していただけますので、ぜひともそちらのほうに御参加いただければと思います。

小田原委員長 よろしゅうございますか。

それでは図書館からの報告は以上ということで終わります。

予定された報告は以上ですが、そのほかに何か報告する事項等ございますか。特にございませんか。

委員の皆さんのほうで何かございますか。ありません。特にないようでございますので、以上で本定例会の議事日程はすべて終了いたしました。これをもちまして本定例会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

【午前10時50分閉会】